

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨等

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から58年12月まで
② 昭和59年3月から60年12月まで

結婚前は国民年金保険料を納付していなかったが、結婚後、2、3年分の納付書が送られてきたので、妻が二人分の毎月の保険料と一緒に私の過年度分の未納となっていた保険料をさかのぼってA町役場で納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立人と妻の二人分の現年度国民年金保険料を納付するとともに、送付されてきた2、3年分の過年度保険料の納付書により過年度保険料をA町役場で納付したと主張しているところ、申立期間②のうち、昭和59年4月から60年12月までの保険料については、国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される61年3月及び同年4月にそれぞれ59年1月分及び同年2月分の過年度保険料を納付していることが確認できる上、納付したとする保険料額が当該期間の保険料とおおむね一致しており、申立期間当時、A町では保険料の未納者に対して納付書を送付し過年度保険料の収納等の措置を講じていたとしていることなどから申立人の主張に不自然な点は見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻の当該期間の保険料は納付済みとなっている上、申立人に係る申立期間以後の期間及び妻の保険料に未納は無いことなどから申立人の妻の納付意識は高かったものと考えられ、当該期間の保険料に還付・充当の記録も無いことから、申立人の保険料は納付されていたものと考えられる。

一方、申立期間①の国民年金保険料については、国民年金手帳記号番号の払出しが昭和 61 年 3 月ごろと推認され、この時点では、時効により保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②のうち、昭和 59 年 3 月の国民年金保険料については、時効期間に納付され、充当の対象となる未納月が無い^{ため}還付されていることがオンライン記録及び A 町の国民年金被保険者名簿により確認でき、これらの記録の信^{びょう}憑性を疑わせる事情も見当たらないことから、申立人の当該申立期間に係る保険料が納付されていたものとは認め難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 54 年 2 月までの期間、54 年 8 月から 57 年 3 月までの期間、58 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 60 年 1 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月から 54 年 2 月まで
② 昭和 54 年 8 月から 57 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 7 月から同年 12 月まで
④ 昭和 60 年 1 月から同年 12 月まで

昭和 62 年当時、A 市の国民年金課の職員に、国民年金保険料の未納期間があるので、厚生年金保険の被保険者期間と重複している 62 年 6 月から同年 8 月までの 3 か月分の保険料を申立期間の保険料として充当するよう要請したが、充当されないまま推移した。その後、昭和 62 年 6 月から同年 8 月までの 3 か月分の保険料が平成 18 年 9 月になって還付された。

厚生年金保険の被保険者期間であった昭和 62 年 10 月分の国民年金保険料は 61 年 2 月の保険料として 62 年 12 月に充当処理されている。

昭和 62 年当時、62 年 6 月から同年 8 月までの国民年金保険料を充当しなかったのは、A 市及び社会保険事務所（当時）の怠慢であり、長期間経過後の還付処理については時効により認められないので、還付処理を取り消し、当該 3 か月分の保険料を申立期間に充当すべきである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年当時、A 市の窓口で、国民年金保険料の未納期間があるので、厚生年金保険の被保険者期間と重複している 62 年 6 月から同年 8 月までの 3 か月分の保険料を申立期間の保険料として充当するよう要請したと主張しているが、A 市及び社会保険事務所が申立人に係る 62 年 6 月から同年 8 月までの厚生年金保険被保険者資格記録を確認していたとしても、その当

時、当該3か月分の国民年金保険料については、申立期間④は未加入期間であることから充当できない上、申立期間①、②及び③についても時効により保険料の充当処理は出来なかったものと考えられることから、当該3か月分の保険料の還付記録を取り消し、申立期間の保険料の一部に充当することは認め難い。

また、オンライン記録によれば、昭和62年6月から同年8月までの期間については、平成18年9月に厚生年金保険の資格記録を追加したことにより、当該期間の国民年金保険料の還付が生じたものであることから、当該還付処理に不自然な点は見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本国民年金 事案 509 (事案 280 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月までの期間、39 年 4 月から同年 9 月までの期間、40 年 1 月から 41 年 3 月までの期間、41 年 10 月から 42 年 3 月までの期間、43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間、45 年 1 月から同年 3 月までの期間、46 年 4 月から 47 年 6 月までの期間、48 年 10 月から 49 年 9 月までの期間、50 年 1 月から 52 年 3 月までの期間、52 年 7 月から 53 年 3 月までの期間及び 53 年 7 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 39 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 40 年 1 月から 41 年 3 月まで
④ 昭和 41 年 10 月から 42 年 3 月まで
⑤ 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで
⑥ 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで
⑦ 昭和 46 年 4 月から 47 年 6 月まで
⑧ 昭和 48 年 10 月から 49 年 9 月まで
⑨ 昭和 50 年 1 月から 52 年 3 月まで
⑩ 昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月まで
⑪ 昭和 53 年 7 月から 55 年 3 月まで

前回申し立てたときには見つからなかった国民年金保険料の納入カードが実家から見つかったので、資料として提出する。この納入カードは集金人が使用していたもので、申立期間の保険料については「納付済」の印が押されている。昭和 55 年 1 月から同年 3 月までは「納付済」の印が漏れているが、何かのミスだと思う。

なお、申立期間②、③及び⑤は申請免除期間とされているが、国民年金保険料の免除申請はしたことはないと思うので、今回、申立期間に追加したい。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料なので、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間（申立期間②、③及び⑤を除く。）に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、納付した保険料額についての申立人の記憶はあいまいで、保険料の納付状況が不明である上、申立人の妻の保険料の納付状況を見ると、申立人とはほぼ同時期に未納期間や申請免除期間があるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す資料として新たに提出した昭和47年度分を除く昭和36年4月から55年3月までの「国民年金保険料納入カード」の記載内容を見ると、55年1月から同年3月までの3か月を除き、同納入カードの「取扱者」及び「役場」の欄にまたがって、すべて「納付済」のゴム印が朱色で押されているが、本来、「取扱者」欄には取扱者（集金人）の認印を押し、「役場」の欄には当時の町役場の担当者が集金人から保険料を受領し収納を確認した旨を書き込む欄であると想定されることから、当該納入カードのゴム印の押印状況には不自然さが見られるほか、当該納入カードには国民年金保険料額がすべて手書きで記載されているが、保険料額が実際の保険料額と相違する期間が、保険料額が記載されている213か月のうち68か月見られるなど不自然な記載が認められることから、申立期間の保険料納付を示すものであるとは認め難く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月 21 日から 61 年 4 月 11 日まで
② 昭和 61 年 10 月 29 日から同年 11 月 6 日まで

私は、昭和 60 年 10 月 12 日から 61 年 4 月 11 日までは A 社から派遣されて B 事業所に勤務し、61 年 5 月 7 日から同年 11 月 6 日までは C 社から派遣されて D 事業所に勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が A 社に在籍していたことは、雇用保険の加入記録から確認できる。

しかし、A 社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる資料を保管しておらず、当時の事業主及び申立人が記憶する取締役は既に死亡している上、申立期間当時、申立人と同じ派遣先の事業所に勤務していた複数の同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間当時、申立人と同じ派遣先の事業所において期間雇用者の採用を担当していた同僚は、「当時、期間雇用者の中には、雇用保険には加入しても厚生年金保険には加入しない者もいた。」と証言している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の氏名の記載が無く、整理番号に欠落は無いことが確認できる上、同原票に記録されている申立人に係る「証返納年月日」欄に「60. 11. 16」と記

録され、その右側の「返納」に○が付されていることから、健康保険被保険者証の返納日が申立人に係る同社での資格喪失日（昭和60年10月21日）の後となっていることが確認できる。

加えて、申立人は当該期間について、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、C社が保有する採用者名簿から、申立人の同社での契約満了日が昭和61年10月20日、退社日が同年10月28日と記載されていることから、申立人が申立期間には同社に勤務していなかったことが確認できる。

また、C社の事務担当者は、「申立人は臨時雇用者で、契約期間が過ぎたため、昭和61年10月28日に退職してもらった。」と証言している。

さらに、申立人と同じ派遣先の事業所に勤務していた複数の同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人の保険料控除等に関する証言を得ることができない。

加えて、申立人のC社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、雇用保険の被保険者記録と一致する上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の氏名の記載が無く、整理番号に欠落は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月 11 日から同年 10 月 7 日まで
② 昭和 51 年 2 月 26 日から同年 10 月 1 日まで

A社からB社に転職したが、次の仕事を見つけてから退職したので一日も空いているはずはなく、申立期間①についてはどちらかの会社に在職していたはずである。次に申立期間②の、B社からC事業所に転職したときも、同様にどちらかの会社に在職していたはずであるので、両期間ともに厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社及びB社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、両社に係る同僚は、申立人の勤務期間を記憶していないことから、申立人が申立期間について、A社又はB社に勤務していた事実を推認することができない。

また、申立期間①のA社及びB社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、両社の事業主も既に死亡していることから、両社及び両社の事業主から申立てに係る事実を確認できる関連資料や証言を得ることができない。

さらに、申立期間①のA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠落は無い。

申立期間②について、B社及びC事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人に転職先としてC事業所を紹介した同僚の証言によれば、申立人が申立期間の一部について同社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定することはできないことから、申立人が申立期間について、B社又はC事業所に勤務していた事実を推認することができない。

また、申立期間②のB社及びC事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、両社の事業主も既に死亡又は連絡先不明であることから、両社及び両社の事業主から申立てに係る事実を確認できる関連資料や証言を得ることができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険被保険者証を社会保険事務所（当時）に返納した日付を示す「証返納日 51. 2. 26」、及び継続療養していたことを示す「55 条該当」と記載されていることが確認できる上、申立期間②に係るB社及びC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠落は無い。

加えて、C事業所の同僚二人は、申立期間当時、同社では入社後3か月ぐらいの試用期間があった旨を証言しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から 32 年 9 月 1 日まで

申立期間については、A社B事業所に期間従業員として勤務した。申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B事業所に期間従業員として勤務したと主張しているところ、同社においては、C市に所在していた関係事業所はD事業所であると回答しており、同事業所での同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所（当時）から提出された、申立期間に係るA社D事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は確認できない上、申立人が氏名を挙げた同僚3人についても、氏名の記載は確認できない。

また、A社D事業所の担当者は、「申立人は臨時工であったと思われるが、昭和35年4月以前採用の臨時工で厚生年金保険被保険者資格を取得している者は確認できなかった。また、申立期間について、正規社員の厚生年金保険・健康保険の加入記録を保管しているが、申立人の加入記録は確認できなかった。」と回答している。

さらに、同僚の証言により、申立期間当時、A社D事業所では、臨時工については入社後の勤務状況から判断して正社員への採用の打診があり、本人の同意があれば正社員として登用する仕組みがあったと推認されるところ、申立人は「入社後10か月ほどして会社から正社員にならないかと言われたが、断った。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 21 日から 59 年 9 月 21 日まで

A社に勤務した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の元事業主は、「前社長から経営を引き継いだが、当時は経営状態が悪く、社会保険の適用は必ずしも法定どおりには行われておらず、未加入者が多かった。」と証言している上、元経理担当者は、「会社の方針で社会保険の取扱いは一律ではなく、身分によって未加入者があった。また、社員になる前は一定の試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入させず保険料を控除していない。」と証言しており、同社の複数の同僚は、同社において、正社員になる前に見習期間があった旨証言していることから、同社では入社後、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

また、A社は既に廃業しており、元事業主は、申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月 1 日から 15 年 6 月 1 日まで

私は、平成 12 年 6 月から 15 年 5 月末日まで A 社に勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 社が保管する労働者名簿により、申立人が平成 12 年 6 月 28 日から 15 年 4 月 30 日まで、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社の事務担当者は、「当社は、採用した従業員から厚生年金保険への加入の希望がない場合は厚生年金保険には加入させておらず、申立人からは特に希望がなかったため、厚生年金保険には加入させていない。」と証言している上、申立人が保有している平成 13 年 6 月分から 14 年 12 月分までの給与支給明細書により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間を含む平成 8 年 2 月から 19 年 9 月まで国民年金及び国民健康保険に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。